

三十代の会社員。職場に「マンションに投資しませんか」「お会いして詳しく説明したい」といった勧誘電話が頻繁にかかり、仕事に支障が出ることもある。やめさせる方法はないだろうか。

しつこい勧誘電話、仕事の邪魔

夫「忙しい時に限って電話が来るんだよな」
妻「どこで勤務先の電話番号が分かったのかしら」

マンションなど集合住宅の電話勧誘販売に関する相談は増えて

おり、昨年度は二千七百十六件と四年で約二倍に達している。

相談内容は、「断つても何度も電話が続く」「会ってほしいと迫ってくる」などしつこい勧誘に関するものが目立つ。中に

は「業者が所有している名簿から削除を依頼したが、へらへらして態度が悪い」など、個人情報の取り扱いに不安もある。

東京都内の男性会社員（37）は多いときは週三回、職場に投資に関する勧誘電話がかかることがあるという。先日はちょうど取引先での打ち合わせに間に合った出かける準備をしていた時。電話をかけてきた女性は自分の名前を告げると、一方的に「勤務先の電話番号が分かっている」と電話を切って会社を飛び出したという。

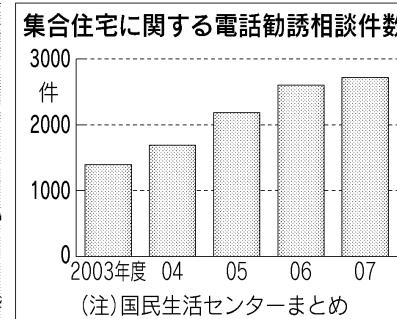
「職場には同僚への電話や新しい取引先からの電話の可能性

もあるため、知らない人からの電話でもむやみに切れない」という男性は、「ただの電話勧誘は仕事の邪魔。なんとかならないか」と知り合いの弁護士に相談

することにした。

夫「業者に電話をかけさせない方法はないか」
弁護士「断つてもやめなければ行政指導もあります」

しつこい電話勧誘は仕事や私生活に影響を及ぼすこともある。消費者問題などに詳しい高橋修弁護士（大阪弁護士会）は「不動産投資の勧誘ならば、宅地建物取引法の施行規則で禁止している迷惑行為に該当する購入する意思はないので、二度と電話をかけないように」などはっきりと伝えることが必要だ。それでも勧誘が続くならば、高橋弁護士は「業者に会社の所在地や宅建業者の免許を受けている都道府県名を確認し、その都道府県の担当課に相談してみてはどう



弁護士さん 相談です！

か」と勧める。

例えば東京都は二〇〇六年七月、「都が認可している宅建業者から勤務先に勧誘電話がかかる迷惑を受け、すぐに所管する都市整備局の不動産業課が業者に連絡して事実を確認。「名簿などからの個人情報の削除と勤務中など相手の迷惑を考慮しない不当な電話勧誘などを指導した」（東京都）という。

不動産販売以外でも、例えば特定商取引法では、法律の指定商品について契約を締結しない意思表示をした人に勧誘を続けたり、再び勧誘の電話をかけたりすることを禁止している。

夫「勤務先など個人情報の流出も止めたい」
弁護士「第三者への提供の停止を求められます」

個人情報保護法に詳しい三宅弘弁護士は「大学の卒業名簿など、五千件を超える個人情報データベースを事業に利用している場合、本人から個人データの開示を求められた時には、開示する義務がある」と説明する。同法では、本人の同意を得なければ第三者にデータを提供できない。消費者は電話をかけてきた業者に対し、個人情報保護法に基づき、どのようなデータを持っているか確認できる。電話勧誘自体をやめさせることはできないが、「個人データの第

三者への提供は認めない」と伝えれば、流出は止められる。事業者が名簿をどこから入手したのかについて明らかになればならない規定はない。しかし三宅弁護士は「法律は事業者に苦情に対する迅速に対応することを求めている。入手方法に関する疑問を伝えて、できる限り答えてもらうべきだ」という。

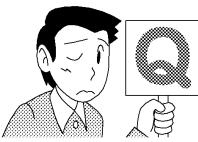
応じない場合は個人情報保護法に基づき、個人データ利用の停止と削除を求める。三宅弁護士は「情報流出を最小限に抑え、知らない会社からの電話勧誘やダイレクトメールを減らすことができる」とアドバイスしている。（前村聰）

豆知識 // 特定商取引法、保護拡大へ改正案

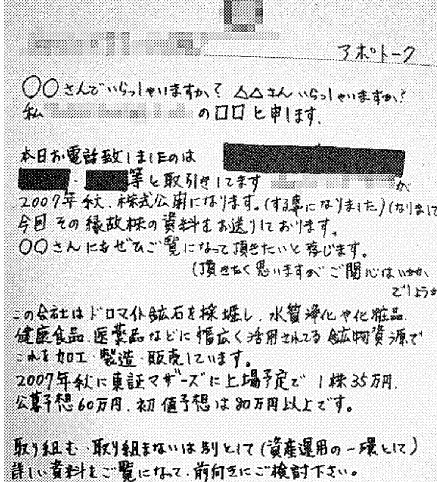
特定商取引法は、政令で電話勧誘販売や通信販売、訪問販売で規制の対象となる商品や権利、サービスを指定している。このうち指定商品は58品目。時計や真珠、金などの貴金属類から、工具、寝具、洗剤、みそやしょうゆといった日用品まで含まれている。

違法行為には業務停止命令などを出せるが、被害が起きてから指定商品に追加するなど規制が遅れる例も目立つ。このため政府は、消費者保護の観点から品目指定を原則撤廃し、逆に規制対象外の商品を規定する改正法案を今国会に提出している。

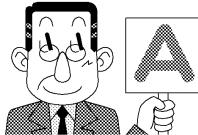
未公開株の電話勧誘販売に使われたマニュアル



かけさせない方法は



東京都内の男性会社員（37）は多いときは週三回、職場に投資に関する勧誘電話がかかることがあるという。先日はちょうど取引先での打ち合わせに間に合った出かける準備をしていた時。電話をかけてきた女性は自分の名前を告げると、一方的に「勤務先の電話番号が分かっている」と電話を切って会社を飛び出したという。



続くなら行政指導も

東京都内の男性会社員（37）は多いときは週三回、職場に投資に関する勧誘電話がかかることがあるという。先日はちょうど取引先での打ち合わせに間に合った出かける準備をしていた時。電話をかけてきた女性は自分の名前を告げると、一方的に「勤務先の電話番号が分かっている」と電話を切って会社を飛び出したという。

東京都内の男性会社員（37）は多いときは週三回、職場に投資に関する勧誘電話がかかることがあるという。先日はちょうど取引先での打ち合わせに間に合った出かける準備をしていた時。電話をかけてきた女性は自分の名前を告げると、一方的に「勤務先の電話番号が分かっている」と電話を切って会社を飛び出したという。